

特定非営利活動法人 河内長野市総合スポーツ振興会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人河内長野市総合スポーツ振興会(以下「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府河内長野市市町 385 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、河内長野市民に対して、総合的な健康・体力づくりを推進し、スポーツの普及向上を図り、スポーツ振興に関する事業を行い、地域の活性化や健全な生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下単に「法」という)

第2条 別表に掲げる次の活動を行う。

2号、社会教育の推進を図る活動

4号、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

11号、子どもの健全育成を図る活動

17号、前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① スポーツ活動、交流事業

② スポーツ振興および健康推進事業

③ スポーツ諸団体の育成事業

④ 指導者あるいは講師派遣事業

⑤ 広報活動事業

⑥ スポーツに関する行政など関係機関からの受託事業

⑦ スポーツに関する行政など関係機関からの施設管理運営受託事業

⑧ その他本会の目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した団体又は個人
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者で、理事会で推薦された個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。入会を認めない場合、理事会は、理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員本人が死亡したとき、または会員である団体が消滅したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。但し、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(会費の不返還)

第11条 会に収めた会費およびその他の拠出金品は、理由を問わず返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上、20人以下
- (2) 監事 1人以上、2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事、6人を常務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事および常務理事は、理事の互選とする。

3 監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。

4 法第 20 条各号の何れかに該当するものは本会の役員になる事はできない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ理事長によって指名された順序によりその職務を代行する。

3 専務理事は理事長の命を受けて会務を掌理し、事務局の長として事務局を統括する。

4 常務理事は、財務、総務、企画、研修・普及、広報、指定管理業務を分担する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関して不正な行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(6) 前各号に掲げる職務を行うため、理事会および団体協議会に出席すること

(任期等)

第 15 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規程に関わらず、補欠または増員によって選任された役員任期は、いずれも前任者または現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合に限り、後任の役員が選任されるまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第 16 条 理事は、その定数の3分の1を超える欠員が生じたとき、監事は1名が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2. 団体より選出された者に欠員が生じた場合、遅滞なく補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当したときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

(顧問、相談役)

第 20 条 本会に顧問や相談役を置く事が出来る。

2 顧問は、本会に功労のあった者あるいは学識経験者で、理事会の議決を経て選任し、本人の承諾をもって就任する。

3 相談役は、理事長が指名し、理事会の承認により委嘱する。

4 顧問および相談役は、重要事項について理事長や理事会に対し指導や助言をする。

5その他、顧問および相談役に関する事項は理事会の議決を経て定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第 21 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算報告
 - (6) 役員を選任または解任、職務及び報酬
 - (7) 会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 59 条において同じ。)、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 理事会から付託された事項
 - (10) 事務局の運営およびその他本会の運営に関する重要事項
- (開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の要請があったとき

(3) 第 14 条第 6 項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第 25 条 総会は、理事長が招集する。ただし、第 24 条第 2 項第 3 号による場合は監事が招集する。

2 理事長は、第 24 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 総会における正会員の表決権は、会費の額に関わらず 1 会員1票とする。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(書面表決権等)

第 29 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第2項、第 30 条第1項第2号及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員数及び出席した正会員数(書面表決者または表決委任者がある場合は、その数を明記すること)

(3) 審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他この定款に定める事項および総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 表決権は、1人1票とする。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(表決権等)

第 37 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席理事数及び出席した理事の氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(その他)

第 39 条 理事会は財務、総務、企画、研修・普及、広報、指定管理業務について立案し、業務を遂行するために、必要な委員会を設置することができる。

第 7 章 常任理事会

(常任理事会の構成)

第 40 条 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事および常務理事をもって構成する。

2. 審議事項によっては、意見を求めるために理事あるいは有識者を参加させる。

(常任理事会の権能)

第 41 条 常任理事会は、本会の活動方針など理事会に付議する重要事項を策定する。

2 常任理事会は、緊急の処理が必要な案件、又は理事長が常任理事会に付議すべきと判断した案件を審議・決定し、その決定事項を直近に開催される理事会に報告し、必要に応じて承認を得なければならない。

(開催)

第 42 条 常任理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第 43 条 常任理事会の議長は、理事長が当たる。

(議事録)

第 44 条 常任理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席した常務理事の氏名および該当ある場合はその他の理事あるいは有識者

(3) 審議事項および議決事項

第 8 章 団体協議会

(構成)

第 45 条 団体協議会は、理事長、副理事長、審議事項を担当する理事および各団体より選出された者(各 1 名)をもって構成する。

(権能)

第 46 条 団体協議会は、理事会から付託された事項を審議する。

2 団体協議会は、団体正会員からの提案事項等について、理事会に意見を述べる事が出来る。

(準用)

第 47 条 団体協議会の開催、招集、および議長ならびに議事録については、第 33～38 条を準用する。

2 準用にあたって、理事会を団体協議会に、理事を団体より選出された者に読み替える。

第 9 章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第 48 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 49 条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業に関わる事業に区分する。

(経費の支弁)

第 50 条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(資産の管理)

第 51 条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の区分)

第 52 条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業に関わる事業に区分する。

(事業計画及び予算)

第 53 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算については、常任理事会が作成し、理事会の承認を得た上で、理事長が総会に図りその議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 54 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 55 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入および支出することができる。

2 前項の収入および支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び変更)

第 56 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 57 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 58 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 59 条 予算をもって定めるもののほか、長期借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 事務局

(設置)

第 60 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長およびその他の職員を置く。

3 理事が事務局の職員を兼ねることは妨げない。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第 61 条 主たる事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかねばならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第11章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 62 条 本会がこの定款を変更しようとするときは、正会員の2分の1以上が出席した総会で、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。かつ、軽微な事項を除き法第 25 条第3項に規定する以下の事項については所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第 63 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 64 条 本会が解散(合併または破産による解散を除く)したとき、残存する財産は法第 11 条第3項に掲げるもののうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 65 条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第 66 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 13章 雑則

(細則)

第 67 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

1 この定款は、本会の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 吉田 稔

副理事長 牧田 久美子

理事 磯脇 與司子、田井 達郎、菊本 節子、木見谷 晃一、飯田 聡、加藤 稔、吉竹 英行、別惣 勇、福本 富勝、村上 和定、河野 智登美 安部 容子、川平 豊彦、中岡 由紀

監事 奥野 晴夫

3 本会の設立当初の役員の任期は、第 15 条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 53 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第 58 条の規定に関わらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日。

6 本会の会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人 会費(年額) 2,000 円

団体 会費(年額) 500 人以上の団体 55,000 円

300 人～499 人の団体 35,000 円

200 人～299 人の団体 20,000 円

100 人～199 人の団体 10,000 円

99 人以下の団体 5,000 円

中学校体育連盟 徴収せず

(2) 賛助会員

個人 会費(年額) 1 口 5,000 円 以上何口でも可

団体 会費(年額) 1 口 10,000 円 以上何口でも可

(3) 名誉会員

個人 会費(年額) 2,000 円